

令和7年度手話を広める知事の会総会

日時：令和7年11月7日（水）13:00～14:00

（12:50～記念撮影）

場所：衆議院憲政記念館 代替施設 会議室

＜次 第＞

1 開 会

2 会長あいさつ

会長（鳥取県知事） 平井 伸治 氏

3 副会長あいさつ

副会長（代理） 神奈川県副知事 首藤 健治 氏

4 来賓あいさつ

（1）障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟

幹事長補佐 参議院議員 滝波 宏文 氏

（2）一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事長 石橋 大吾 氏

（3）全国手話言語市区長会 副会長（府中市長） 高野 律雄 氏

（4）神奈川県議会手話言語普及推進議員連盟 幹事長 敷田 博昭 氏

5 総会議事

（1）令和6年度事業報告

（2）令和7年度事業計画（案）

（3）役員体制（案）

（4）手話を広める知事の会会則 改正（案）

6 講 義

演 題 「手話に関する施策の推進に関する法律について」

講 師 障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟

事務局長 参議院議員 今井 絵理子 氏

7 報 告

内 容 「手話リンクについて」

報告者 一般財団法人日本財団電話リレーサービス

専務理事 石井 靖乃 氏

8 閉 会

令和6年度 事業報告

1 総会の開催

- ・日時 令和6年10月30日（水）13:00～14:10
- ・場所 参議院議員会館 講堂

2 フォーラムの開催（全日本ろうあ連盟と共催）

- ・日時 令和6年10月30日（水）14:30～16:00
- ・場所 参議院議員会館 講堂

3 東京2025 デフリンピック開催への応援

- ・各地のデフリンピックフェスティバルへの協力（共催、後援等）
- ・各種イベントにおけるデフリンピックPRブースの設置や映画「みんなのデフリンピック」の上映
- ・デフリンピック選手の育成支援事業の実施 等

4 手話言語条例を考える行政担当者学習会の開催

- ・開催日 令和7年1月30日（木）、31日（金）（対象者を分けて開催）
- ・場所 国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都内）

[1日目] 対象：条例制定済み自治体

内容：講義（講師：全日本ろうあ連盟 中西副理事長）
事例報告（神奈川県、茨城県筑西市）
小グループによる意見交換

[2日目] 対象：条例制定を検討中の自治体

内容：講義（講師：全日本ろうあ連盟 河原副理事長）
事例報告（岩手県、兵庫県豊岡市）
小グループによる意見交換

5 その他

- ・手話に関する各種大会や全国手話検定試験への協力（後援等）
第11回全国高校生手話パフォーマンス甲子園、第19回全国手話検定試験
- ・手話言語の国際デーにおけるブルーライトアップへの協力
令和6年9月23日（月・祝）の手話言語の国際デーにおける全国の公共施設でのブルーライトアップへの協力
- ・会員に対する情報提供 など

令和7年度 事業計画（案）

1 総会の開催

- ・日時 令和7年11月7日（金）13:00～14:00
- ・場所 衆議院憲政記念館 代替施設 会議室

2 手話施策推進法の推進に係る自治体支援の要請

今年6月に公布・施行された「手話に関する施策の推進に関する法律」が着実に推進され、手話言語の普及が全国で一層進むよう、学校における手話言語に関する教育、地域や職場で手話言語が使用しやすい環境の整備、手話言語に関する意識啓発を進めるための取組などに対し、必要な技術的支援、財政措置等を行うことを国へ要請していく。

3 手話言語条例を考える行政担当者学習会の開催

（全日本ろうあ連盟、全国手話言語市区長会と共に）

自治体の手話言語条例担当者が、手話言語条例の意義、先駆的な取組を進めている自治体における施策推進等について学び、条例制定や施策づくりについて情報・意見交換を行う学習会を開催する。

- ・期日 令和8年1月頃予定

4 東京2025 デフリンピック開催への応援等

東京2025 デフリンピックの成功に向けて、全日本ろうあ連盟による気運醸成のための全国キャラバン活動への協力等の応援を進めていく。

5 その他

- ・手話に関する各種大会や全国手話検定試験への協力（後援等）
- ・会員に対する情報提供 など

＜参考：令和7年度活動状況＞

○手話施策推進法制定、東京2025 デフリンピック成功に向けた支援等の国への要請（令和7年4月）

- ・「手話に関する施策の推進に関する法律の制定」、「手話施策の推進」及び「東京2025 デフリンピック成功に向けた支援等」に係る要望書を三原じゅん子 内閣府特命担当大臣、武部 新 文部科学副大臣及び仁木博文 厚生労働副大臣へ手交。

○全国キャラバン隊活動への応援（令和7年6月～）

- ・全日本ろうあ連盟による気運醸成のための全国キャラバン活動への協力（岩手県及び大分県から出発した全国巡回キャラバンカーの受入、各地でのデフリンピックの気運醸成イベントの実施等）

役員体制（案）

※印は新任

会長 平井伸治（鳥取県知事）

副会長 吉村美栄子（山形県知事）

黒岩祐治（神奈川県知事）

阿部守一（長野県知事）

一見勝之（三重県知事）

宮崎 泉（和歌山県知事）※

玉城康裕（沖縄県知事）

顧問 笹川陽平（日本財団名誉会長）

相談役 石橋大吾

（全日本ろうあ連盟理事長）

野田義和

（全国手話言語市区長会会长、

大阪府東大阪市長）

【参考：地方ブロックの区割り】

ブロック名	構成都道府県
北海道・東北ブロック	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 <u>山形県</u> 、福島県
関東ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 <u>神奈川県</u>
甲信北陸ブロック	新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 <u>長野県</u>
東海ブロック	岐阜県、静岡県、愛知県、 <u>三重県</u>
近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 <u>和歌山県</u>
中国・四国ブロック	<u>鳥取県</u> 、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州・沖縄ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※下線は、役員県。

手話を広める知事の会 会則 改正案

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第2条 本会は、手話言語を全国に広げ、手話施策の推進を国に求めるとともに、手話を使いやすい社会環境を全国に広げることにより、手話の普及を図り、もって聴覚障がい者の更なる自立と社会参加の実現を目指す。</p>	<p>(目的) 第2条 本会は、手話言語を全国に広げ、<u>手話言語法（仮称）の制定</u>を国に求めるとともに、手話を使いやすい社会環境を全国に広げることにより、手話の普及を図り、もって聴覚障がい者の更なる自立と社会参加の実現を目指す。</p>

<改正後全文>

手話を広める知事の会 会則

(名称)

第1条 本会は、手話を広める知事の会という。

(目的)

第2条 本会は、手話言語を全国に広げ、手話施策の推進を国に求めるとともに、手話を使いやすい社会環境を全国に広げることにより、手話の普及を図り、もって聴覚障がい者の更なる自立と社会参加の実現を目指す。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 手話言語を全国に広げるための事業

(2) 会員相互における連携、相互協力、情報交換の事業

(3) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する都道府県知事とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

2 会長は、本会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他の事由によりその職務を行えない場合、その職務を代行する。

4 役員は、総会において、出席会員の互選により選出する。

5 役員に欠員が生じたときは、役員の合議により補充役員を選出することができる。

6 役員の任期は、就任後初めて開催される総会までとする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員の推薦に基づき、総会で承認する。

3 顧問は会長の諮問に応じ、助言を行う。

(相談役)

第7条 本会に、相談役を置くことができる。

2 相談役は、会員の推薦に基づき、総会で承認する。

3 相談役は、関係団体の代表者等とし、適宜意見交換等を行う。

(総会)

第8条 本会の総会は、適宜必要に応じて、会長が招集する。

(事務局)

第9条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、会長の属する都道府県が担当する。

(その他)

第10条 この会則に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会で定める。

附 則

この会則は、平成28年7月21日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年1月7日から施行する。